（九州大学名誉教授）　古賀　敏生

瑞宝中綬章を授ける
今井　義之　岡島　庄信
黒木　利夫　齋藤　愛治
長尾　俊郎　西澤　保二

瑞宝双光章を授ける（各通）
龍田　洋右

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十七日）
（１等陸佐）　津久井高義

瑞宝小綬章を授ける（各通）
井坂　直之　權藤　趙
戸上　忠信　南　俊隆
岡　末夫　黒住　正利
西　英紀　沼畑　元造
矢島　辰吉　由利　宏

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十八日）
伊藤　守夫　稲崎　章

瑞宝小綬章を授ける（各通）
生藤　正明　稲野　周助
金武　幸一　高橋　克矩
竹之下正勝　服部　務
松井麗次郎　山口富士人

瑞宝双光章を授ける（各通）
柿本　完　加藤　勇

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十九日）
桐木　弘

瑞宝小綬章を授ける
浅井　勤　岩久保和義
大澤　良一　勝俣　宗雄
佐伯　儀邦　柴田　興益
玉井　忠　親跡　保
原瀬　善道　西方　藤七
米田　文男　三浦　久一

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　潔　成川　昭男
水口　音吉　山口　惠三

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十日）
迫田　雅人

瑞宝小綬章を授ける
佐藤　學　須山　孝
増田　幹夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
岩野　泰司　天野　文夫
伊藤　泰三　今道　宗孝
岩佐　瀲美　宇野澤貞夫
大塚　功　唐崎　壯平
藤原　健司　山田　昭三

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十二日）
岡野　祥明

瑞宝小綬章を授ける
加藤　元直　野津　光夫
山下　純一　吉田　廣則

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十一月二十三日）
野口　嘉與

瑞宝小綬章を授ける
川内　清明

瑞宝双光章を授ける（以上十一月二十四日）
大谷　芳正　中田　廣昭

瑞宝双光章を授ける（各通）
塩野　行夫　嶋田　政美

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十五日）
西田　勉

瑞宝双光章を授ける
近藤　博明　中村　美胤

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十六日）
久慈　俊彦

瑞宝双光章を授ける（十一月二十七日）
坂本　亘

瑞宝双光章を授ける
田口　英晴

瑞宝単光章を授ける（以上十一月二十八日）
（アメリカ合衆国海軍太平洋艦隊司令官）アメリカ合衆国海軍大将　パトリック・マイケル・ウォルシュ
旭日大綬章を贈与する（十二月二十日）

## 褒賞

### 紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十二月二十一日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

濱本　惠一　橋本　養三
渡邊　美穂
岡田　浩明　川野　繁　奥野　誠
野村　安久　矢野　隆明　高橋　達彦
北村　忠一　植村　正治

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

### 紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十二月二十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

寺倉　鉄二　砂盛　敬　藤井　三郎

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

### 紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十二月二十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎　荒井　孝
松本　典文　向後　幸夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

### 紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十二月二十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

河合　徳夫　木下　盛好

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

### 褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年十二月二十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

鹿屋衛生管理センター株式会社
株式会社望月塗工
学校法人熊本壺溪塾學園
株式会社ブンリ
エーザイ株式会社
宗教法人法瀧寺
日本特殊陶業株式会社
社団法人磐田市医師会
社団法人日本音楽事業者協会
大東鋼業株式会社
社団法人神奈川県土地建物保全協会
三日月物産株式会社
株式会社三興

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

### 賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十三年十二月二十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故中山智之遺族　中山あら子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

# 官庁報告

## 官庁事項

### 近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年12月26日

近畿地方整備局長　上総　周平

道路の種類　路線名　区間
一般国道　24号　橿原市八木町1丁目535番2から同市兵部町43番

## 産業

### 日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年12月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年12月26日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男

記

制定された日本工業規格
破裂板式安全装置―第1部：一般　B8226―1
破裂板式安全装置―第2部：安全弁との組合せ　B8226―2
破裂板式安全装置―第3部：適用，選定及び取付け　B8226―3
（内容省略）
備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年12月25日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年12月26日

経済産業大臣　枝野　幸男

記

廃止された日本工業規格
破裂板式安全装置　B8226